（独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正）

第八十二条　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四条中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令の一部改正）

第八十三条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令

第一条第一項中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（」に改める。

第五条第一項中「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

附則第九条中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第八十四条　独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第十七条の規定による改正後の」を削り、「別表」を「別表第一」に改める。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令の一部改正）

第八十五条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第八十六条　独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「附則第二条第十項」を「附則第二条第九項」に改め、「以下「最終事業年度」と」の下に「「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正後の通則法（以下「新独立行政法人通則法」という。）第四十四条第一項」と」を、「中期目標の期間の次の」の下に「中期目標」を加え、「通則法第二十九条第二項第一号に規定する」を「新独立行政法人通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標」に改める。

第二十三条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）」に改める。

第十一節　農林水産省関係

（森林法施行令の一部改正）

第八十七条　森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三号を次のように改める。

三　国立研究開発法人森林総合研究所

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第八十八条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

（種苗法施行令の一部改正）

第八十九条　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第九十条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第八号を削る。

第八十一条第二号、第八十五条第二号、第九十七条第十八号及び第十九号、第九十八条第八号並びに第百八条第四号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第百十条第五号及び第六号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第七号を削る。

第百十二条第七号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第百三十九条第四号中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同条第五号を削る。

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令の一部改正）

第九十一条　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令

第一条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。」に改める。

第二条中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「通則法第四十四条第一項」を「同項」に改める。

第三条第一項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第四条第一項中「第十六条第三項（同条第五項」を「第十六条第二項（同条第四項」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九十二条　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号。」に、「新令」を「機構法施行令」に、「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改め、同条第三項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「新令」を「機構法施行令」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。